

第1条〔スクールの名称〕

本スクールは「ほのかスポーツクラブ・ペビー・マッサージスクール」（以下「本スクール」という）と称します。

第2条〔スクールの所在地〕

本スクールの所在地は、札幌市手稲区富丘3条2丁目10とします。

第3条〔目的〕

本スクールは、マッサージを通じて、親子のコミュニケーションを円滑にし、会員相互の親睦と交流を図り、かつ品位ある健康的で明朗なスクールを目指すものとします。

第4条〔会員の定義〕

本規約で定めた入会資格を有し、所定の入会申込をした方のうち、本スクールが入会を認め、所定の手続きを経て会員資格を取得した方を会員（以下「会員」という）といいます。

第5条〔入会契約の締結〕

- (1) 本スクールに入会しようとする方は、本会則及び細則、施設利用規則等を承認し、本スクールと入会契約を締結しなければなりません。
- (2) 本スクールは(1)に際して、本会則及び細則、施設利用規則等の契約書面を交付するものとします。

第6条〔入会資格〕

会員は、第4条の目的に賛同する方で、次の各項の全てに該当する方とします。

- (1) 会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- (2) 会員制度の主旨に賛同し、規約を遵守できる方。
- (3) 事務局・講師の指示に従い会員相互の調和が図れる方。
- (4) 健康状態に問題のない方。
- (5) 刺青等をするなど、会員として会社が不適当と認める事由のない方。
- (6) 反社会的団体（暴力団及び過激行動団体）に関与されていない方。
- (7) その他前各号に準ずる事由のない方。

第7条〔未成年者の取扱い〕

第7条第5項で認める未成年者が会員になろうとする時は、その親権者は自らが会員となった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第8条〔会員の種類〕

本スクールの会員の種類と要件は次のとおりとします。

- (1) 一般コース 会員 個人を対象とし記名式とします。

第9条〔会員資格の期間〕

会員資格の有効期間は、全会員種類とも退会時まで有効とします。

第10条〔入会の手続き〕

入会を希望される方の手続きは次のとおりとします。

- (1) 所定の入会申込書にご記入ご捺印の上、本スクール宛にご提出下さい。
- (2) 本スクールは、入会資格審査を行い、適当と認められた方の入会を承認します。
- (3) 本スクールは、その自由な裁量により入会を承認し、または承認しないことができ承認しない場合にその理由を示す必要はないものとします。

第11条〔入会金〕

入会金は如何なる場合も返還しないものとします。

第12条〔除名〕

本スクールは、会員が次の各項の一つに該当した場合、会員資格の一時停止、または除名をすることができます。

- (1) 月会費、利用料等の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合。（尚、この除名の場合の滞納金は、全額施設利用の有無に関わらず徴収致します）
- (2) 本スクールの施設等を故意にき損（効用を害することを含）した場合。
- (3) 本スクールの運営を故意に妨害した場合。
- (4) 本規約その他本スクールの定める規則に違反した場合。
- (5) 本スクールの名誉もしくは信用を傷つけ、または秩序を乱した場合。
- (6) 入会申込書の記載に偽りがあった場合。
- (7) 第7条に定める会員としての資格条件に欠けていることが、明らかとなった場合。

第13条〔退会〕

会員は本人の都合により所定の手続きを経て退会することができます。

第14条〔休会〕

本スクールの会員が1ヶ月以上の期間に亘り本スクールを利用できない事由が生じた場合には、所定の休会届けを提出し、本スクールの承認を得て休会することができます。

- (1) 会員は休会期間中であっても本スクールが定めた休会費を納入するものとします。

第15条〔復会〕

休会中の本スクール会員は、復会しようとする時、所定の復会届けを提出することにより、随時復会することができます。復会日の該当月より会費は所定の金額とします。

第16条〔会員資格の喪失〕

会員は死亡、除名、退会の場合その資格を喪失します。

第17条〔会員資格の譲渡禁止〕

会員資格は如何なる場合にも譲渡することはできません。

第18条〔名義変更〕

会員は、如何なる場合にも名義変更することはできません。

第19条〔会員証〕

- (1) スクールは、スクール会員に会員証アプリを交付致します。カードでの会員証を希望の場合は1,100円（税込）を頂きます。
- (2) 会員証は、記名された方以外は使用することができません。
- (3) 会員は本スクールを利用する場合会員証を提示しなければなりません。
- (4) 会員証は、譲渡・質入等をすることができません。
- (5) 会員証カードを紛失した場合は、再発行手数料会員1,100円（税込）を頂きます。
- (6) 会員は、本スクールを退会するときは、会員証を速やかに返還するものとします。

第20条〔月会費等〕

会員は、利用の有無にかかわらず、別途細則に定める月会費を退会迄に、本スクールに納入しなければならないこととします。

第21条〔施設の利用範囲と利用方法〕

- (1) 会員は、本会則及び別に定める細則等に従い施設を利用することができます。但し、本スクールがスクールレッスン、特別行事、或いは施設の改装、整備等を行う場合、施設の全部又は一部について、廃止又は会員の利用を制限することがあります。
- (2) 会員は、利用に際しては必ず会員証を携帯し入場の際、フロントにて係員に提示しなければなりません。
- (3) 本スクール内では、スタッフの指示に従うものとします。

第22条〔利用制限〕

次の各項に該当する方の施設利用はこれを禁止します。

- (1) 刺青、タトゥーのある方。
- (2) 伝染病等、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
- (3) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。

第23条〔事故責任〕

- (1) 会員は、自己の責任と危険負担において本スクールの施設を利用して頂きます。
- (2) 本スクールは、会員の施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的事故については一切責任を負いません。但し、本スクールに故意、または重大な過失があった場合はこの限りではありません。
- (3) 会員は、本スクールの利用に際し、自己の責に帰すべき事由により、本スクール又は第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任を負うものとします。

第24条〔施設の廃止および利用制限〕

本スクールは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合や施設の改造、改装、整備等を行う場合又は、経営上必要があると認められた場合、本スクールは施設の全部又は一部について、廃止又は会員の利用を制限することができます。

この場合会員は補償その他一切の請求、異議申立てをすることができません。

第25条〔休講〕

- (1) 本スクールの具体的な休講月日については、その都度スクールが決定の上、会員に連絡するものとします。
- (2) 天災地変ならびに、動力源の途絶、その他の理由により、事実上施設利用が不可能になるか、またその危険が予想される場合は臨時休館することがあります。この場合、本スクールは免責されるものとします。

第26条〔細則等〕

本規約に定めのない事項、および業務遂行上必要な事項は別途細則等によりスクールが定めるものとします。

第27条〔規約等の改訂〕

本クラブは、本規約および細則等を改訂変更することができ、この効力は全ての会員に及ぶものとします。

細 則

第1条〔入会金〕

会則第12条の入会金は別途料金表記載のとおりとします。

第2条〔会費〕

会則第21条の会費は、別途料金表記載のとおりとします。

第3条〔スクールの営業時間〕

スクールの営業時間は別紙スクールの案内のとおりとさせていただきます。

第4条〔会費および施設利用料等の支払い〕

- (1) 会費は月払い、口座振替によるものとします。
- (2) 会費月払い金融機関引落は翌月分を前月27日に支払うものとします。
- (3) 1ヶ月に1度もご利用がない場合も月会費は引落されます。
- (4) 施設利用料等は、その都度現金でお支払い頂きます。
- (5) 年一括でのお支払いはございません。

第5条〔変更事項〕

- (1) 会員は、住所、氏名、連絡先等入会申込書記載事項に変更のあった場合は、すみやかに本スクールにお届け下さい。
- (2) 本スクールから会員への通知連絡は会員からお届けのあった住所又は連絡先宛に発送することにより、会員に届いたものとして取り扱いさせていただきます。
- (3) 指定口座を変更される場合は、それを希望される振替日の前月10日迄に預金口座振替依頼書をフロントへご提出下さい。

第6条〔料金等の変更〕

本スクールは、入会金、月会費、施設利用料等を経済情勢の変動その他により変更することができます。

第7条〔休会費および休会手続き〕

- (1) 会則第15条の休会費は、休会手続きをした当該月より復会する迄の期間中、月1,100円(税込)を支払うものとします。
- (2) 休会される場合は、それを希望される月の前月10日迄に所定の休会届けにご記入の上フロントへご提出下さい。

第8条〔退会手続き〕

- (1) 会員本人の都合により退会する場合は、所定の退会届を提出し、退会することができます。この場合、退会月の末日をもって退会と致します。又、アプリ会員証は退会月の末日をもって自動的に無効となります。尚、カードで会員証を発行している場合は、退会月の末日に返却となります。
- (2) 退会届を提出した日の属する月の月会費は、返還致しません。
- (3) 退会届は、当月10日迄にご提出下さい。11日以降の退会届けは、翌月の退会扱いとなります。

第9条〔その他〕

- (1) 各期日に遅れた場合はご希望の手続きとなりません。予めご了承下さい。
- (2) 事情によりインストラクターが交代することがあります。
- (3) レッスンの際、体験の方や見学の方がいる場合があります。

(2025年3月1日)

施設利用規則

ほのかスポーツクラブ・ベビーマッサージスクールのご利用に際しましては、皆様が快適にお過ごし頂けますよう次の事項の遵守をお願い申し上げます。又、品格あるスクールとして常に清潔で楽しい雰囲気を保ち続けられますよう皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

1. 本スクール内においては、次の事項は禁止されております。

- (1) 施設内喫煙スペース以外での喫煙。
- (2) 館内への食物、危険物及びペットの持込み。
- (3) 予約施設やその他共用施設以外の場所へ無断で入室する事。
- (4) 事前の承認なしに、政治活動、セールス行為、集会等を行う事。
- (5) 暴力行為、大声、悪ふざけ、又は他人に迷惑をかけたり、他人を不愉快にする行為。
- (6) 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等の行為並びにアンケート協力等の依頼行為。
- (7) 器具、備品等の無断移動、持込み、持出しをする事。

2. 駐車場や玄関前の駐車中の自動車・バイク・自転車等に関する事故・盗難については、責任を負いかねます。

3. 駐車場は、施設利用時のみ利用し、その他の目的での利用はお断り致します。また、営業時間終了後のご利用は安全管理上問題がありますので、お断り致します。

盗難防止の上からも貴重品については、貴重品ロッカーにお預け下さい。盗難、紛失については、一切責任を負いません。

4. 送迎時、出入口前の一時駐車を禁止致します。

(2025年3月1日)